

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2700号)

令和3年12月22日

横情審答申第2700号

令和3年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年1月23日教北指第507号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物）1. 児童記録（1)特定年月日1」、「(2)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物）2. A校長の個人的なメモ、PC保存されている文書（1)特定年月日2」及び「(3)特定年月日3第5回聞き取り」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録 (1)特定年月日1」及び「(2)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. A校長の個人的なメモ、PC保存されている文書 (1)特定年月日2」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

また、「(3)特定年月日3第5回聞き取り」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年10月4日付で行った「(1)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録 (1)特定年月日1」（以下「個人情報1」という。）、「(2)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. A校長の個人的なメモ、PC保存されている文書 (1)特定年月日2」（以下「個人情報2」という。）及び「(3)特定年月日3第5回聞き取り」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報1及び個人情報2について

担任、児童支援専任教諭、校長の個人メモやファイル、パソコンを確認したところ、該当の日付の記録がないことから、個人情報1及び個人情報2は、作成をしておらず、保有していないため、非開示とした。

(2) 個人情報3について

関係者への聞き取りの記録であることから、本人開示請求者以外の個人の情報で

あって、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当すると判断し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が非開示とした当該文書の内容は、本人に係る内容で、非開示とすると、本人が教諭に暴力を受けた事実関係並びに経過を正確に把握できなくするものである。
- (2) 個人情報開示請求を行ったが、開示内容では、正確な事実関係を把握できないものであること、事実関係の詳細な把握は、本人の人権に関わる重要な内容であるため、全部開示が必要と考える。
- (3) 個人情報開示請求で確認した、体罰に関する報告書は、事実と違う内容があるだけでなく、保護者に確認もなく、体罰と思われる内容を2点だけにし、学校や北部学校教育事務所が調査した内容も必要な部分は省略されるなど、不十分な内容であった。
- (4) 請求人は本人の保護者である法定代理人であり、本人と同等の権利を有するため、非開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

5 審査会の判断

- (1) 体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について

横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。

学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が横浜市立特定小学校の特定学年特定組において担任であったB教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）

に関連した審査請求人に係る記録である。

ア 個人情報1は、教諭が児童の指導に使用するため作成する児童記録であって、特定年月日1における審査請求人に関するものである。実施機関は、個人情報1を作成しておらず、保有していないとして非開示としている。

なお、実施機関は、特定年月日1以外で審査請求人が指定した特定の日の児童記録については、開示している。

イ 個人情報2は、横浜市立特定小学校のA校長の個人的なメモ及びパソコンに保存されている文書（以下「A校長のメモ等」という。）であって、特定年月日2における審査請求人に関する記録である。実施機関は、個人情報2を作成しておらず、保有していないとして非開示としている。

なお、実施機関は、特定年月日2以外で審査請求人が指定した特定の日のA校長のメモ等については、開示している。

ウ 個人情報3は、A校長の作成した手書きの記録であって、B教諭が特定年月日2において審査請求人を教室から連れ出した際の態様について、A校長が特定年月日3にB教諭から聞き取った内容が記載されている。実施機関は、個人情報3の全部を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 個人情報1及び個人情報2の不存在について

ア 実施機関は、個人情報1及び個人情報2は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、令和3年8月25日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 児童記録とは、日々の出来事について、後の児童指導の参考に使用するために教諭が記録した個人の手持ちメモのことを指している。児童指導の参考にするためのものなので、通常は、その児童の担任の教諭が作成するものだが、児童支援専任教諭等も必要があれば作成することがある。

(イ) 児童記録は、個人の手持ちメモであって作成が義務付けられているものではないので、毎日必ず作成されるものではない。

(ウ) 本件事案については、本件審査請求に係る開示請求以外にも、過去にも何回か、審査請求人からの本人開示請求が行われている。そして、最初に本人開示請求があった際に、北部学校教育事務所では、横浜市立特定小学校に対して、本件事案に係る指導に関するものを全て提出するように依頼している。

北部学校教育事務所に存在している児童記録及びA校長のメモ等は、その依頼に基づいて、横浜市立特定小学校から紙文書で提出されたものである。

(エ) 北部学校教育事務所では、上記(ウ)の紙文書は廃棄せず、1か所にまとめて保管している。そして、本件事案に係る別の日付の児童記録、A校長のメモ等その他の文書は、その保管場所に存在している。このため、個人情報1及び個人情報2について、提出を受けたが廃棄したといったことはないと考えられる。

(オ) 本件処分に当たって、実施機関では、弁明書に記載した場所のほか、横浜市立特定小学校の共有の紙文書のファイル及び北部学校教育事務所の上記(エ)の保管場所についても、個人情報1及び個人情報2が保存されていないか確認したが、いずれも存在しなかった。

また、横浜市立特定小学校の共有サーバー並びに北部学校教育事務所の共有サーバー及び横浜市立特定小学校を担当する職員のパソコンについても、念のため、個人情報1及び個人情報2がデータの形式で保存されていないか確認したが、いずれも存在しなかった。

(カ) 弁明書に記載した「個人メモやファイル、パソコン」とは、それぞれ、個人が日常使用する手持ちのメモ、紙文書を整理してまとめたファイル、職場で使用しているパソコンのことである。なお、B教諭については、本件事案が発生した年度の翌年度には横浜市立特定小学校から異動しており、横浜市立特定小学校で使用していたパソコン内のデータは異動時に消去しているため、現在勤務している小学校で使用しているパソコンを確認している。

個人情報1についてはA校長、B教諭及びC児童支援専任教諭の個人メモ、ファイル及びパソコンを、個人情報2についてはA校長の個人メモ、ファイル及びパソコンを確認している。

(キ) また、A校長、B教諭、本件事案に関して審査請求人と関わったC児童支援専任教諭及び北部学校教育事務所の横浜市立特定小学校を担当する職員に対し、個人情報1及び個人情報2がなかったか質問したが、作成していないか、又は記憶がないとのことであった。

(ク) 以上の理由から、個人情報1及び個人情報2は、作成しておらず、保有していないことから、非開示とした。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 個人情報1について、本件事案が横浜市立特定小学校で発生したこと及び上

記ア(ウ)及び(エ)の説明によれば、個人情報1が存在するとすれば、横浜市立特定小学校及び北部学校教育事務所の上記ア(エ)の保管場所に存在する可能性が高い。しかし、上記ア(オ)の説明によれば、横浜市立特定小学校及び上記ア(エ)の保管場所からは、個人情報1は見つからなかったとのことであった。また、上記ア(カ)及び(キ)の説明によれば、実施機関は、A校長、B教諭及びC児童支援専任教諭の個人メモ、ファイル及びパソコンも確認し、A校長等に聞き取りを行っているが、個人情報1は見つからなかったとのことである。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

そして、上記ア(イ)の説明からすれば、児童記録は毎日必ず作成されるものではないとのことであるから、特定の日付の児童記録がないことが不自然、不合理であるともいえない。また、そのほかに個人情報1が存在することを推認させるような事情もない。

- (イ) 個人情報2について、本件事案が横浜市立特定小学校で発生したこと及び上記ア(ウ)及び(エ)の説明によれば、個人情報2が存在するとすれば、横浜市立特定小学校及び北部学校教育事務所の上記ア(エ)の保管場所に存在する可能性が高い。しかし、上記ア(オ)の説明によれば、横浜市立特定小学校及び上記ア(エ)の保管場所からは、個人情報2は見つからなかったとのことであった。また、上記ア(カ)及び(キ)の説明によれば、実施機関は、A校長の個人メモ、ファイル及びパソコンも確認し、A校長及び北部学校教育事務所の横浜市立特定小学校を担当する職員に聞き取りを行っているが、個人情報2は見つからなかったとのことである。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

そして、A校長のメモ等は、個人的なメモやパソコンに保存されている文書であって、児童記録と同様、毎日作成すべき義務があるものではないから、特定の日付のA校長のメモ等がないことが不自然、不合理であるともいえない。また、そのほかに個人情報2が存在することを推認させるような事情もない。

- (ウ) 以上のことから、個人情報1及び個人情報2は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

- (4) 個人情報3の条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請

求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、個人情報3を開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると主張する。しかし、個人情報3は、B教諭の行動について記録したメモであって、その内容から特定の個人を識別することができる情報であるため、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。

しかし、当審査会が個人情報3を見分したところ、個人情報3は、B教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるものであった。そこで、個人情報3は、本号ただし書ウに該当する。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が個人情報1を保有していないとして非開示とした決定及び個人情報2を保有していないとして非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

また、個人情報3を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 1 月 23 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 2 月 20 日 (第256回第三部会) 令和 2 年 2 月 25 日 (第336回第一部会) 令和 2 年 2 月 28 日 (第375回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 2 年 3 月 4 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理 ・ 審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 4 月 28 日 (第397回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 5 月 19 日 (第398回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 7 月 28 日 (第402回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 8 月 25 日 (第403回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
令和 3 年 9 月 22 日 (第405回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 10 月 13 日 (第406回第二部会)	・ 審議